

## 平成 30 年度 第 1 回鏡川清流保全審議会 会議録（要旨）

◇日時 平成 30 年 7 月 13 日（金）10：00 から 12：00 まで

◇場所 高知市たかじょう庁舎 3 階会議室

◇出席者

〔委員〕 兼松方彦会長，黒笹慈幾委員，奥村栄朗委員，中嶋澄恵委員，堀澤栄委員，  
松浦秀俊委員，森下信夫委員，吉富慎作委員  
（代理委員＝片岡榮彦代理委員（高橋徹委員），森下正夫代理委員（高橋英雄委員））  
－以上，委員 10 名出席で審議会成立－  
（欠席委員＝關伸吾職務代理者，玉里恵美子委員）

〔事務局〕 山本環境部長，今西環境部副部長，児玉環境政策課長，  
高橋環境政策課長補佐，山中自然保護担当係長，  
依光主任，宮本主査補

〔業務受託者〕（株）西日本科学技術研究所 押岡・松熊・濱口（計 3 名）

- ◇議題 ① 春季調査の結果報告  
② 自然環境保全区域・景観形成区域のあり方及び保全手法について

### 【審議事項】

- 1 春季調査の結果報告（資料①・②・②補足資料）
- 2 自然環境保全区域・景観形成区域のあり方及び保全手法について  
（資料③-1・③-2・④・②補足資料）

### 【質疑応答】

- 1 春季調査の結果報告（資料①・②・②補足資料）

<資料①>

審議委員：春季調査の目的の説明をして欲しい。

⇒昨年度から，春・夏・秋・冬の四季それぞれの表情を掴むために調査を行った。今回の調査の情報は評価のための情報として使うことを想定。（㈱西日本科学技術研究所）

### 【質疑応答】

- 2 自然環境保全区域・景観形成区域のあり方及び保全手法について

（資料③-1・③-2・④・②補足資料）

<資料③-1>

審議委員：景観形成区域の候補地として，棚田があり，新建材を使った建物が少ない地域が挙げられているが，これらの有無が候補地選定の基準となるのか。

⇒棚田や新建材の使用の有無が選定の基準にはならない。一定の景観のまとまりを持った景観の中から生態系の仕組み，人の生活の営みを読み取ることができる場所が景観形成

区域の候補地に成り得る。(㈱西日本科学技術研究所)

<資料③-1>

審議委員：自然環境保全区域と景観形成区域の考え方をどういった理由で変更したのか。許可制から届出制にトーンダウンした印象を受ける。

⇒条例で私権に制限を加えることは難しいところがある。仮に許可制を導入することになったとしても、事務量の増加や実効性の確保など様々な課題がある。鏡川清流保全条例を制定する際にも実効性の確保が難しいということで許可制の条例にされなかった経過がある。こういった過去の経過も踏まえ、改めて事務局で確認を行い、届出制ということで提案した(事務局)

<資料③-1>

審議委員：景観の構成要素となる候補地は、今後、どのような扱いになるのか。このまま塩漬けとなるのか。

⇒景観の構成要素とは、資料③-1裏面にある写真の中の一つ一つの点のことである。神社や橋などの単体で候補地にすることは難しいものをいう。新しい景観形成区域の趣旨には沿わないが、完全に削除してしまうということではなく、保存しておくことになる。景観形成区域に相応しい場所が出てきた場合に、保存していた構成要素との関連が見つかれば、候補地の中にも含めるということになる。(㈱西日本科学技術研究所)

<資料③-1>

審議委員：許可制と届出制には、それぞれメリットデメリットがあるので、それらをしっかりと整理した上での判断が必要。

制度として成立させるために必要な行政手続きを考慮すると、届出制が妥当と考える。

<資料③-1>

審議委員：流域保全区域について他の法令の規制についても整理が必要と考えられるが、整理はされているのか。

⇒現在、鏡川の源流域に各法や条例に基づいて、どんな規制がかかっているかをGISのマッピングを用いて地図上への落とし込み作業を行っている。今後、届出の件数も含めて、検討した上で審議会で提示する予定。(事務局)

<資料③-1>

審議委員：条例制定後の社会的背景や法制度の整備について整理されているが、1997年に河川法の改正も行われており、河川管理の目的に「治水」と「利水」に加え、『河川環境の整備と保全』が明記された。河川管理者が改正後の河川法の理念に基づいて河川整備を行うこと

が期待されるが、現状、環境に十分に配慮されているようには感じられない。一方、鏡川清流保全条例では河川区域が対象外とされているため、災害復旧等で三面張の整備が行われても、市として意見ができない。河川管理において環境や景観への配慮が行われるよう、市と河川管理者で協議を行い、役割分担と協力関係を築けるような仕組みが必要。

<資料③-1>

審議委員：市の里山保全条例、景観条例に基づく区域指定を、鏡川の清流保全のために活用できないか。

⇒条例の規制がかかる部分については活用できるが、これを拡大させるということは、なんらかの対応をしないといけないと難しい。必要であれば、なんらかの対応策を検討する。(事務局)

<資料③-1>

審議委員：景観形成区域のあり方・保全方法について、方向性はいいと思う。ただ、地域住民を信用し過ぎている感がある。住民が良し悪しの判断のないまま、いろいろなことをやってしまうかもしれない。

行為制限については、現段階では届出制の枠内でやるべき。今後の状況の変化を見ながら許可制の要否を考えてはどうか。

<資料③-1>

審議委員：これから様々な要因で自然環境や景観の維持が困難になるなかで、一定の基準を満たさないという理由で候補から外していくのはどうか。景観形成区域の候補地のうち、構成要素の扱いとなる候補地についても、一定保全されるような仕組みがいるのではないか。

<資料③-1・③-2>

審議委員：鏡川は、都市型の河川でありながら自然が残っている貴重な川だと思う。そこが、四万十川や物部川とは違うところになる。その川を高知市としてどのように位置づけるのか。

鏡川の特殊性を踏まえたポリシーや、都市に近いことから観光や自然体験を重視した活用など、市民がこの川とどう付き合っていくのか、鏡川の具体的な方向性やビジョンが必要だろう。

⇒景観形成区域については、住民との関わりを重視するというので、3つの候補地を提案している。今回、景観形成区域を提案した理由は、住民と行政が一緒になって、今の自然を残すことができる仕組みを構築するため。(事務局)

<資料③-1>

審議委員：景観形成区域の「人の営みによって維持されている景観」という視点は面白い。人為

的な管理が入ることで生物の多様性が大きく向上するからである。自然と人との関わりの重要性はそこにある。こうした見方をすれば、景観形成区域の目的が分かりやすくなる。

他の審議委員の発言にもあったように、規制については性善説的な考え方でいると、想定外のことが起こった時、対処が難しくなることもある。

<資料③-1>

審議委員：自然環境保全区域、景観形成区域のあり方・保全手法はおおむね良い。ただし、景観形成区域の構成要素の扱いとなる神社及び社寺林については、保全手法を考える必要がある。また、山を管理していくという視点がなければ、清流を守ることもできないと思うので、その視点を取り入れる必要がある。

七ツ淵には、様々な網掛けがあったものの、あのようなことが起きた。届出制は行為の監視に留まるので、規制の方向性については、議論を深める必要がある。

<資料③-1>

審議委員：森林行政は人手不足に悩まされており、森林環境の早急な改善は不可能である。1,000mmを超える雨が降ると土砂崩れは防ぎようがないので、あらかじめ発生を想定しておく必要がある。

中山間地域を対象に区域指定を行うのであれば、10年先20年先も維持管理できるのかという将来的活動の継続性についても考慮する必要がある。

<資料②補足資料>

審議委員：宗安寺の飛び込み岩を区域指定の範囲に含めるという案について、道路から飛び込む学生がいて大変危険なので、漁協としては飛び込みを禁止している

<資料②・②補足資料・③-1・③-2>

審議委員：指定候補地の適否は、その範囲や指定要件を明確にしてから判断すべきであろう。

※備考：資料④については、審議時間が不足したため、審議を行っていない。